1. 平成22年第5回郡上市議会臨時会議事日程(第1日)

平成22年7月28日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第123号 専決処分した事件の承認について(平成22年度郡上市一般会計補正予算(専決第1号))
- 日程4 議案第124号 平成22年度郡上市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程5 報告第10号 専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(21名)

	1番	田	中	康	久		2番	森		喜	人
	3番	田	代	はつ	つ江		4番	野	田	龍	雄
	5番	鷲	見		馨		6番	Щ	下		明
	7番	Щ	田	忠	平		8番	村	瀬	弥治郎	
	9番	古	Ш	文	雄	1	10番	清	水	正	照
1	1番	上	田	謙	市	1	12番	武	藤	忠	樹
1	3番	尾	村	忠	雄	1	14番	渡	辺	友	三
1	5番	清	水	敏	夫	1	16番	Ш	嶋		稔
1	7番	池	田	喜丿	息	1	18番	森	藤	雅	毅
1	9番	美名	\$添		生	2	20番	田	中	和	幸
2	2.1番	金	子	智	孝						

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市		長	日	置	敏	明	副	市	長	鈴	木	俊	幸
教	育	長	青	木		修	市長	公皇	室長	田	中	義	久
総	務 部	長	Ш	Ħ	訓	男	市民:	環境	部長	大	林	茂	夫

健康福祉部長 布 田 孝 文 農林水産部長 服部正光 井上保彦 商工観光部長 蓑 島 由 実 建設部長 水道部長 教育次長 常 亚 毅 木 下 好 弘 会計管理者 消 防 長 山 下 正 則 川島 和美 郡上市民病院 国保白鳥病院 事務局長 敦 事務局長 日置良一 猪島 郡 上 市 代表監査委員 齋 藤 仁 司

羽田野 利 郎

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴 議会総務課長

議会事務局 議会総務課長 河 合 保 隆 補 佐

◎開会及び開議の宣告

○議長(池田喜八郎君) おはようございます。

議員各位には、大変御多用のところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。 ただいまから平成22年第5回郡上市議会臨時会を開会いたします。

本臨時会は、議案が2件、報告が1件であります。どうかよろしく御協力のほどお願いをいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願いします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(池田喜八郎君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には5番 鷲見馨君、6番 山下明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(池田喜八郎君) 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る7月21日の議会運営委員会において御協議をいただい ております。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日7月28日の1日としたいと思いますが、これ に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日7月28日の1日と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

代表監査委員におかれましては、大変御多用の中御出席をいただき、まことにありがとうご ざいました。

◎市長あいさつ

○議長(池田喜八郎君) 開会に当たり、ここで日置市長よりごあいさつをお願いいたします。○市長(日置敏明君) おはようございます。

本日、平成22年第5回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集を いただき、まことにありがとうございます。

さて、今月中旬には、全国的に大雨が降り続き、郡上市におきましてもがけ崩れや雨量規制による道路等の一部通行止めが続くなど、市民生活にも御不便をおかけしたところであります。幸い、本市においては、人災を伴うような大きな災害は発生しなかったものの、近隣の八百津町や可児市においては記録的な大雨により人命に係る大きな災害が発生をいたしました。被災されました住民の皆様にお見舞い申し上げ、一刻も早い復旧を祈念申し上げるところであります。

次に、郡上市におきましては、道路等の基盤整備は重要課題でありますが、去る7月14日には郡上南部広域農道馬坂峠が開通し、また明日7月29日には小那比・下川線の羽佐古トンネルが開通の運びとなりました。これら二つの事業は、長年地域住民の皆様がその開通を待ち望んでおられたものであり、その完成をともに喜びたいと存じます。

それでは、今議会において御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、専決処分した事件の承認をお願いするものについてであります。

議案第123号は、平成22年度郡上市一般会計補正予算について、温泉施設整備事業 —— これは高鷲湯の平温泉施設についてでございますが —— といたしまして1,026万2,000円の増額を専決処分したものでございます。湯の平温泉の一日も早い再開を図るため、温泉ポンプ交換時のふぐあいにより地下に残留したポンプをとりあえず回収するための費用として、7月1日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

続いて、議案第124号は、平成22年度郡上市一般会計補正予算の補正をお願いするものでございますが、議案123号の補正に続きまして、温泉施設整備事業といたしまして湯の平温泉関係で1,220万8,000円の増額を諮るほか、消防団員退職報償経費として516万3,000円の増額をする等、合わせて1,931万9,000円の補正をお願いするものでございます。

以上が、本臨時議会に提出をいたしました議案の概要でございます。このほか専決処分の報告1件がございます。議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、申し上げまして、ごあいさつ並びに議案の提案説明とさせていただきます。ありがと うございます。

○議長(池田喜八郎君) ありがとうございました。

◎議案第123号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程3、議案第123号 専決処分した事件の承認について(平成22年度郡上市一般会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) おはようございます。

それでは、議案第123号につきまして、御説明をさせていただきます。

議案第123号 専決処分した事件の承認について(平成22年度郡上市一般会計補正予算(専 決第1号))を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年7月1日次のとおり専決 処分したので報告し、承認を求める。平成22年7月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度郡上市の一般会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,026万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億8,629万2,000円とするでございます。2項につきましては省略させていただきます。

最後の4ページを見ていただきたいと思います。

歳入でございますが、繰越金で1,026万2,000円、これは前年度からの繰越金でございます。 それから歳出でございますが、商工費の観光施設費で1,026万2,000円、工事請負費で組ませていただいております。

今ほどの市長からのごあいさつの中にありましたように、湯の平温泉におきます源泉ポンプ 交換時のふぐあいによりましてポンプの回収経費相当額を組ませていただいております。なお、 これに関係します資料を、別途お届けしてございますので、この内容につきましては、所管部 より御説明をさせていただきます。

- 〇議長(池田喜八郎君) 蓑島商工観光部長。
- ○商工観光部長(蓑島由実君) おはようございます。

それでは、お手元の資料の説明をさせていただきます。

この湯の平温泉の源泉井戸の復旧の工事につきましては、議会側とされましては、産業建設委員会にこの問題を託されておりまして、私ども産業建設委員会にいろいろと説明をし、御協議をさせていただいてまいりましたが、その産業建設委員会へこれまでお配りしていました資料を、今回全議員さんにお配りさせていただきました。

これまでの流れを申しますと、7月1日、予算の専決処分を決定しまして、業者との契約交渉、締結等をし、早々に現場着手をいたしまして、7月8日には産業建設委員会を開会していただきまして、1期工事の内容の御説明やら質疑、御意見をいただきました。また、湯の平温

泉の現場も見ていただいたところでございます。そうして、鋭意工事を進める中で、7月21日 タ方に井戸に残留しておりましたポンプを、約418メートル付近で捕捉いたしまして、そして 引き上げに成功いたしました。すぐに、産業建設委員長さんとも連絡を取りながら、7月26日 産業建設委員会を開会していただきまして、工事の状況の御説明をし、またポンプの現物も見 ていただきまして、また今後の予定とか補正予算の予定等についてもお話をさせていただいた ところでございます。

お手元の資料ですが、概要をお話しさせていただきます。

1ページですが、当初の水中ポンプ取りかえ工事でございますが、契約金額142万3,800円ということで、岐阜市の松村工業株式会社と契約をいたしました。通常どおりの工事に入りましたが、途中で事故が発生したということで、業者から事故報告書を出させました。この四角で囲っておりますところは、業者から出てきました事故報告の原文のままでございます。このように、1ページ、2ページ、3ページと業者の報告が出てきております。この内容についても、我々はまた側面的なところから検証をしているところでございます。

3ページ目ですが、そうして工事が中断してしまい、長期に工事が進まなくなった、工期の中におさまらなくなったということでございまして、3番としましては、工事請負契約の解除ということをやらざるを得ないということでございます。契約約款によりますと、契約解除権の行使といった方面のことをこれから業者と進めてまいります。違約金の関係、あるいは今回の新しいポンプというのは高鷲事務所に保管しておったものを業者に渡して使用させたということで、これが傷んでしまったので、これの経費をどうするか、精算といったこともこれからの交渉になります。

それから、事故原因に係る責任、あるいは費用をどうするか。ここが一番大変なところでございますが、こちらについてもいろんな要素から分析をしながら、これから交渉、あるいは査定をしてまいります。

また、5番、休業補償及び損失補償ですが、本来の工期に終わっておれば、5月28日から通常営業ができたというようなことですが、うまくできてもお盆前まで約2ヵ月半の休業をせざるを得ないということになりますと、この間の指定管理業者の職員その他の休業補償もございますし、またこの間、通常見込まれるであろう収入の損失等についてもきっちりと今算定を進めておりますが、これも今後の交渉ということになります。

4ページは、少し話が戻りますが、この復旧工法について各社からの提案があったということですが、左側の三井金属資源と松村工業(エオネックス)については、この現状復旧について、中のポンプの回収は困難なので地下に残したままで湯を復旧させるという工法でございました。右側の小櫛探鉱につきましては、それまでのこの会社の技術、経験により、地下からポ

ンプを回収した上で、温泉の現状復旧を図るという工法でございまして、私どもは各方面の御 意見、あるいは地元要望等を判断する中で、この小櫛探鉱の工法で現状復旧を図るという工事 の方法を選択をしたところでございます。

5ページは、それに基づく工事の設計の明細でございます。

左側のいろんな、こうした工種を経て、あるいは間接の経費を試算しまして、設計金額、下の方の工事価格というところですが2,604万4,200円という全体工事の金額でございますが、設計をいたし、これに基づいて業者と契約、値引き交渉等をしてきたところでございます。

今回の専決予算に係る部分は、その右側の方の第1期というところの、ここの工種に係る経費でございます。工事価格という設計金額が1,026万1,650円ということで、今回のこの専決予算1,026万2,000円を専決処分したところでございます。

その後、この業者との見積もり、値引き交渉等をしまして、契約金額が一番下の欄ですが 871万5,000円という契約を結んでおります。請負率は84.93%でございました。

なお、引き続き早期の復旧を図るということで、第2期工事にかかっていきたいというところでございまして、この第2期工事の経費につきまして、今回、後の議案の補正予算の方で上程させていただいておりますが、そうした状況でございます。

めくっていただきまして、6ページは、その小櫛探鉱によるポンプの回収の工法の図面でございます。ごらんのような手順で進めまして、手順4というところですが、下まで残留ポンプを落としてやって安定させたところで、特殊機械で捕捉をして回収すると、ここまでが1期で完了したところでございます。

それから、次のページ、7ページは、全体の工法と行程のスケジュールの表でございます。 上から2段目ですね、残留ポンプ回収工、ここまで済んでおります。黒の太い線が通常の工期 でございまして、オレンジの棒線については、精いっぱい、土日も、あるいは夜間も頑張った 最短の行程ということでございます。残留ポンプの回収工事は、幸いにもこの21日水曜日に取 り出しに成功をいたしております。その先、ケーシング工からが第2期工事ということで、今 後鋭意進めていきたいところでございます。現在の温泉の交換のケーシングに内管として、ス テンレス管を挿入しまして、その内管と現在のケーシングとの間にセメントないしは砂等を充 てんいたします工事、それから仕上げの洗浄をし、それから揚湯試験等を経まして、湯が確保 できるというのを確かめた上で、新しいポンプを設置するということでございまして、ぜひと も何とか、お盆前に仮復旧をしたいという目標で進んでいるところでございます。

その次の8ページからは関係の写真でございます。こうした水中ポンプを使用したということでございますし、9ページは小櫛探鉱の第1期工事で、いろいろな仮設の設置をしておりますやぐらが18メートル、あるいはこれを駆動するモーター類、あるいはいろいろな大道具、小

道具、材料等の持ち込みをしております。その下の写真は、21日にポンプが上がってきたときの市の職員の検査の模様でございます。同じく10ページは、上げってきた現物でございまして、サイズとか付属物等も確認をさせていただきましたが、一応、中にちぎれたものとか残っているものはない、一通り回収できたということを確認いたしました。これは、産業建設委員さんにも現物を見ていただいたところでございます。あと11ページは、先ほども申しました当初用の水中ポンプ取りかえ工事の約款を参考につけておりますが、この中では、中段ごろ、甲の解除権、第47条というところの第2号ですが、その責に帰すべき事由により工期内に完成しないときまたは工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みが明らかにないと認められるとき、こうしたときは、この2項にございますが、乙(請負者)は、請負金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならないと。違約金としては10分の1でございますけど、今回の発注については、いろいろと損害的な意味合いのものが多く出ておりますので、そちらについては、まだ別途の交渉をしていかなならんということでございます。

それから12ページですが、これは市内の公営施設のそれぞれの維持管理の状況等を一覧にしております。それぞれにこうした建設の経過、あるいは湯の成分の状況等がございますが、下の段の維持管理というところでございます。ポンプの交換については、ごらんのような業者へそれぞれが委託をしてやっております。それから、源泉保守管理委託業務、これにつきましては、〇が子宝の湯についておりますが、子宝温泉だけが年間の維持保守の委託をしておるということでございます。またその下は、これまでのポンプ入れかえ等の工事の維持管理の経歴を列記しております。

13ページは同様のことですが、ほかの市町村の温泉の状況もちょっと聞き取りをしております。それぞれに建設の経緯は違いますが、4段目の源泉の保守点検というところですが、○がついております根尾のうすずみ温泉、それから上之保温泉は年間の保守契約をしておるところですし、それから荘川温泉につきましては、3年に1度そうした保守点検をやっておると聞いております。さらには、下から2番目ですが、ポンプの交換頻度ですが、ごらんのようにそれぞれ3年に1度、4年に1度というようなことでやっておられるところでございます。

以上、概要ですが、資料説明をさせていただきました。

○議長(池田喜八郎君) 説明が終わったので、質疑に入ります。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 16番 川嶋稔君。
- ○16番(川嶋 稔君) 美並の子宝の温泉もありますので、ちょっとお聞きしておきたいんですが、たまたまきのう、過疎・辺地の関係で高鷲の方へ、湯の平温泉の方へお邪魔しまして、上げられたポンプを見せていただいたんですけど、そのポンプ自体を見た段階でちょっと思っ

たんですけれども、要は、一番上の方へつってあるというか、給湯管を持ち上げているところの根元なんですけど、その今離れてきた部分に対して4本のつめで持たせてあるんですね。そんな状態では、ポンプそのものにも問題があるのではないかと思うんですけど、それはまた、技術的なことで業者の方といろいろ御相談されないとあれと思うんですが、要は4本のつめを何とかボルトで締めてあるとか、今取れてきた部分についての本体との連結がしっかりしているような状況であれば、もう少しこのような事故が防げるのではないかと自分なりにちょっと考えましたので、専門的なことになりますので、そのポンプの業者さんといろいろお話を聞かないとわかりませんけど、ちょっとそんなようなことを感じましたが、美並の子宝の湯にも同じようなポンプが使ってあるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(池田喜八郎君) 蓑島商工観光部長。
- **○商工観光部長(蓑島由実君)** 今回上がりましたポンプにつきましては、今おっしゃったとおりの状況でございました。ただ、今回のポンプといいますのはデンマーク製のグルンドフォスという会社のポンプでございまして、かなり世界的には広く使われている。また、日本国内でもおよそ30%を超えるシェアがあるということを聞いております。

水中ポンプ自体は、揚湯管という吸い上げる管に接続をしまして、源泉井戸の中につり下げるという形をとっています。今、私どものようなこじわって上がらないということを、もともと想定をしておりませんので、つり下げてあって上下して使うということで、こじわって引っ張りにどれだけ耐えられるか、そうしたところについては、会社としては想定をしていないという答弁でございました。私どもも、この点について一番関心を持って、デンマークの本社にも問い合わせをしてくださいというふうにお願いをして、聞き合わせをしてもらいましたが、この製品はそうした引っ張り力についての想定はしていないということでございます。本来は、水の中につり下げて使うものということでございますのでお願いします。

また、市内の温泉について、申しわけありません全部を聞いておりませんが、このグルンドフォスのポンプを使っているのは、やまと温泉も同様だということを聞いております。ちょっとその他については、また調べましてお答えさせていただきます。お願いします。

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑ありますか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 21番 金子智孝君。
- **〇21番(金子智孝君)** 専決処分でありますので、細部については後ほどの補正予算の中でもできると思うんですが、ちょっと2点について、市長にお願いをしていきたいんですが、この専決処分でございますが、これは一般論でございますけれども、今、地方自治体における専決処分という問題が、非常に大きくクローズアップされておる件がございます。我々は不思議に

という点については、地方自治法上の規定にもかかわることでございますし、非常にこの点に ついては、どういう結末に行くのかというふうに非常に私ども地方自治にあずかる議員の立場 としては非常に危惧に感じる点もあるんです、何でこんなことが世の中にあり得るかと。通常 的なことで言えば、あり得ないことが起こっていくのが、この専決処分ということが今非常に 大きくクローズアップされておるわけなんですが、この点に関しまして、郡上市においては、 本日のように法令にのっとりまして、議会承認を求めるということも含めまして、事前におけ る説明等々についても、委員会等では、全協を含めまして御説明を得ながら円滑に行くという 方針が貫かれているというふうに思いますが、仮に間違って、この点だけはやろうということ であればでき得るというような形になると、防ぎようがないと、法律の想定外だというような 形で専決処分が行われるということについては、まことに審議をする我々の側としては不安に 感じる面もあるんですが、その点に関してましての市長の御見解を承りたいということが1点。 それから、今るる説明ございまして、本当に詳しい内容調査等々報告がありましたので、さ したる点はないんですが、ただ、相手のある交渉ごとが残っておると、こういう点が今説明さ れました。我々としましては、それが予算上の件とか、いわゆる金銭的な件とか、そういう点 が一面ありますので、この辺の経緯についてはしかと受けとめたいと思っておりますが、あく までも相手のあることだということでございますが、現状は、約款上、契約上の、ただいま説 明がありましたような、これは我々も先例があるわけでありますが、解除違約金の点について、 10%ということが明記されておると、契約金額のね。その点については、相手側の了解は、こ れは契約ですから、あまりそごはないというふうに思うんでありますが、その辺の了解はとれ ておるのかどうか。あるいはその業者のいわゆる損賠ですね、損害賠償の件についてはいろい ろ見解があり得ると、免責だという考え方もありますし、いろいろ争点になる件があるんです が、現状においては、フィフティー・フィフティーというような見解なのか、10・ゼロという 考え方なのか、その原点は、現状においてはどのように御認識されておるのか、これはまあ担 当部署というよりも、執行者側の考えも当然あろうかと思いますけれども、その辺の見通しに ついて御見解を承りたいと思います。この2点お願いします。

思うんですが、そういう専決処分の効果というものが、どの程度まで執行部側に認められるか

- 〇議長(池田喜八郎君) 日置市長。
- ○市長(日置敏明君) 最初の第1点、専決処分という問題についてお答えをいたしたいと思います。

もう御承知のとおり、本来議会にかけて議決をすべきものについて、専決処分をすることができる場合というのは、地方自治法の中に急施を要して議会を開会するいとまがないときというような形のたしか条件があって、一定の条件のもとに専決処分をすることができるものとい

うふうに私は解しております。恐らく、金子議員の御質問の中にも、最近九州のさる市あたりでいろんな専決処分が、いわば私ども報道で接する限りにおいては、乱発をされているというような事態があるようでございますけれども、私はあの問題についても、この専決処分の問題は、そもそも地方自治法に基づいて専決処分をすることができると判断されるのかどうかという問題が一つと、それからもう一つは、その専決処分の内容についての当否という問題であろうかと思います。それで、当然無制限に私は地方自治法では専決処分をすることができるというのは、一定の規定があるわけですから、やはりその一定の条件のもとに専決処分はすることができるということだろうと思いますし、それから、そういう条件をもとにした専決処分の内容の適否については、これは議会に承認を求めるわけでありますけれども、これはいろいろな判断の幅というものもあって、あるいは議会の承認が得られないということも、場合によってはあることがあるかもしれませんが、私は一定の専決要件を認められる段階においてなした専決処分については法的効力は専決処分というものは成り立つと。ただし、その処分の内容の適否については、長は政治的責任を問われるものであると、こういうふうに解しております。

したがいまして、基本的な考え方としては、専決処分をするに当たっては、専決処分をすることができる場合に相当するかどうかということについて、よく適切な判断をしなければならないというふうに思っておりますし、もちろん内容においても、そういう形で処分をしたものについては、専決処分がすることができるというところに該当するならば、その処分はやはり法的には有効に成立するというふうに考えられますので、慎重にその内容は検討して処分をする必要があるというふうに考えております。

いろんな今問題になっているものの中には、したがって、その判断内容の適否というような 問題以前の問題として、専決処分をしたこと自体についての違法性があるかどうかという問題 は、これはまた厳に問われるべきものではないかというふうに思います。

それから第2点目については、私のところでは、例えば違約金の問題についても業者の了解がとれているという報告は聞いておりませんが、この辺の詳細につきましては、副市長の方からちょっと答弁をさせます。

〇議長(池田喜八郎君) 鈴木副市長。

O副市長(鈴木俊幸君) 先ほど、資料の方で説明をさせていただきましたが、当然この新たなる契約を、いわゆる取り出し契約を結ぶに当たりましては、相手業者に対しまして契約の解除というのをなさなければなりませんので、その段階において契約は解除したと。ですから、その工事費、あるいは費用についての支出は差しとめておりますし、当然に契約約款に基づく違約金10%の請求は行いますよという通知はいたしておりますが、先ほど述べましたように、これだけで済む問題ではないと。いわゆる本来ですと、このポンプまで取り上げた上で1からス

タートするということが原則でございますけれども、その技術力がないといったことで、温泉 井いわゆる井戸に影響を受けるような回収の仕方をやってもらったら困るということでとめた わけですから、その賠償の方も含めて協議する必要があるといったことで、当然、向こうは精 いっぱいのことをやったんだとかといろんな話を今現在も進行形でやっておるわけでございま すけれども、申し述べておりますけれども、損害賠償も含めた一体の中で協議していきたいと、 向こうとのいわゆるやりとりをしていきたいということを思っておりますので、お願いをいた します。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 21番 金子智孝君。
- 〇21番(金子智孝君) それぞれ御説明、御答弁がありましたので、ちょっと要望だけしてお きますが、前段の件ですが、この件は一ローカルの問題ということも当然ありますが、特殊な。 しかし、そういうことがあり得るということは、世間の中にも相当周知されていますね、報道 がどんどんされておりますから。それがありますと、地方自治そのものが、議会そのものがあ ってなきがごとくで、いわゆる開会義務は当然ありますね、定例会等々については。それも開 かないと、その間においてはすべて専決で処理をしていくと。予算に関することであろうと、 人事に関することであろうと、すべて専決で今成り立っておると、議会の承認行為は一切ない と、こういう異常な現状ですよね。それが、ただなすがままになっておるという現状について は、これは法律改正を含む話なのか、あるいは特殊な件として仕方がないという形で済んでい くのか。これは、非常に大きなテーマだと、名古屋市の方でも若干今ね、条例公布をしないと いうことによって効力が出ないと。議決した条例が成立しないと、こういうケースもあるよう ですが、地方分権は非常にいいんですが、ややもするとそういう特殊な例がこれからもいろい ろあるんじゃないかと、そういう危惧が若干あるんじゃないかと私は心配しておるんですが、 そういう点からしまして、これは一般的な話ではありますが、やっぱりそういう地方自治に対 する不信とか、市民に対する行政の立場で信頼とかという点においては、私は非常に大きなテ ーマだと思いますし、重大な関心点でありますので、何らかの、市長会等々もあろうと思いま すし、行政のいわゆる国との関係の間でも総務省の見解を求めるというようなこともあると思 いますが、そういう点については、できるだけ丁寧な対応をしていただいて、郡上市において そいうことがあるとは思いませんが、そういうことがあるとやっぱりいささかの危惧をするし、 日置市長が永久にやられるわけではないんで、不安もあるわけでございますので、その点につ いては、できるだけ一つのテーマとして、論議をしていただけるように要請だけしておきたい と思います。

後段の点については、ただいま御説明がありましたように、交渉ごとでございますから、無

理やりに手を突っ込んで取ってくるというものではございません。やっぱり理解があって、合意があって、しかるべき措置がとられるということでございますから、その辺についても、いろいろな意味の損賠の概念というものは非常に大きな面がありますが、できるだけ郡上市においては、そういう損賠については、相手方、責任の所在においては明確にしていただいて、それ相当の結論を得ていただくというように、これもできるだけ粘り強い交渉を要請しておきたいと思います。以上であります。

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第123号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第124号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程4、議案第124号 平成22年度郡上市一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) 議案第124号 平成22年度郡上市一般会計補正予算(第3号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年7 月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。

平成22年度郡上市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,931万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286億561万1,000円とする。2項につきましては省略させていただきます。

4ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。繰越金で1,220万8,000円、前年度の繰越を充当してございます。諸収入、 雑入で711万1,000円。商工費雑入128万8,000円。市有財産損害保険金ということで、建物損害 の保険金の受け入れでございます。これは、もう一つ下の教育費雑入も同様でございます。消 防費雑入516万3,000円。消防団員退職報償金受入金でございます。これは、公務災害の補償基 金に加入してございまして、そこからの基金繰り入れでございます。教育費雑入66万円。

歳出でございますが、商工費の観光施設費1,349万6,000円の増をお願いしてございます。需用費で128万8,000円。道の駅管理経費で組ませていただいております。これは、明宝の道の駅でございますが、このほど火災報知機、非常放送の設備、それから自動扉ですが、こちらの方が雷により被害を受けまして、その修繕をさせていただくということで、費用につきましては、先ほど雑入で触れましたように損害金、保険金を見込んでございます。100%でございます。

それから、工事請負費1,220万8,000円。温泉施設整備事業で、これはケーシングパイプの取りつけということで、湯の平温泉の引き続いて工事をさせていただくということの第2期分でございます。それから、消防費の非常備消防費516万3,000円、報償費、報償金で組ませていただいておりますが、今年度、退職者、退団者の報償金を組ませていただいておりますが、予算の編成時に比較しまして、退職者の階級等の差異といいますか区分での相違がございまして、今回この額を増額させていただくということで、これにつきましても報償基金の方から充当をさせていただくと、100%充当でございます。それから次が、教育費の社会教育施設費で66万円、需用費の修繕料で66万円組んでございます。文化センター施設管理経費としてございます。これにつきましても、落雷によりまして空調設備が破損したということで、その関係での監視機器等の設備の修繕をさせていただくという内容のものでございますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〇議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第124号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎報告第10号について(報告)

〇議長(池田喜八郎君) 日程 5、報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。 報告を求めます。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) 報告第10号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成22年7月28日提出、郡上市長 日置敏明。

はねていただきまして、専決第2号でございます。専決処分書。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、 次のとおり専決処分する。平成22年7月20日付でございます。

一つ、損害賠償による和解の内容でございますが、平成22年7月1日午前9時ごろ、郡上市 白鳥町白鳥地内において、公用車が停車中の相手車両の横を通過する際に、公用車後部が相手 車両サイドミラーに接触した。市は示談により損害を賠償する。2のところで相手方を記載し てございます。賠償の額、3ですが、7,508円でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) 以上で報告第10号を終了いたします。

◎市長あいさつ

○議長(池田喜八郎君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

ここで、日置市長のごあいさつをいただきます。

日置市長。

〇市長(日置敏明君) ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出議案につきまして、御議決を賜りましてありがとうございます。いろいろ 御指摘の点等を踏まえて、特に湯の平温泉の修復関連につきましては、適切な対応に努めてま いりたいと存じます。

これから、暑さもますます本格化してくるかと思われますけれども、議員各位におかれましては、健康にどうぞ御留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、また本日は、郡上藩凌霜隊140年事業ということで、午後からいろいろな計画をいた しておりますが、議員各位におかれましてもお時間の許す限り、また御出席を賜れば幸いでご ざいます。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長(池田喜八郎君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、議員各位の終始極めて真剣な御審議によりまして議了することができました。 これもひとえに議員各位の御協力のたまものというふうに、深く感謝を申し上げるとともに、 衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、その御労苦に対しましても厚く御礼を申し上げる次第でございます。 議員各位におかれましても、9月には定例会が控えております。健康に留意されまして、ますます御活躍を祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(池田喜八郎君) 以上をもちまして、平成22年第5回郡上市議会臨時会を閉会といたします。

(午前10時24分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 鷲 見 馨

郡上市議会議員 山下 明